

デイサービスセンター大日利用契約書

(介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業)

ご利用者_____様（以下「甲」という。）と事業者株式会社 江陽（以下「乙」という。）は、乙が提供する介護予防・日常生活総合支援事業第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス、以下「サービス」という。）の利用に関して、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、甲に対しサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

二 契約期間満了日の7日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。

三 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

（個別サービス計画の作成）

第3条 乙は、管理者に対し、介護保険法関係法令の定めるところに従い、甲の個別サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成業務を担当させます。

二 管理者は、介護予防マネジメントの内容に沿って、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、具体的なサービスの内容等を記載したケアプランを作成します。

三 管理者は、ケアプラン作成後においても、ケアプランの実施状況の把握をさせ、必要に応じてケアプランの変更をします。

四 甲は、乙に対し、いつでもケアプランの内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要のない

とき及び甲の不利益となる場合を除き、甲の希望に沿うようにケアプランの変更を行います。

五 乙は、ケアプランを作成し、また同計画を変更した際には、甲に対し、その計画の内容を説明し、甲の同意を得るものとします。

(サービスの内容及びその提供)

第4条 乙は、ケアプランに沿って、別紙重要事項説明書に記載した内容のサービスを提供します。

二 乙は、サービスの提供に当たり、甲及びその家族に対し各種サービスの提供方法等について説明をします。

三 乙は、甲または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。

四 乙は、甲のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

五 甲は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。

(協力義務)

第5条 甲は、乙が甲にサービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(サービス利用料金の支払い)

第6条 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、乙に対し利用者負担金を支払います。

二 利用料の請求や支払い方法は、重要事項説明書のとおりです。

三 乙が、重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、乙は甲へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調・容体急変などのやむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料金の変更)

第7条 乙は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、乙に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 乙及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 二 乙は甲の体調・健康状態からみて必要な場合には、甲の主治医等と連携し、甲のサービスを実施するものとします。
- 三 乙は、甲に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、甲もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 四 乙は、サービス提供時において、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

- 第9条 乙及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 二 乙が保有する個人情報の使用に関しては、個人情報保護に関する基本方針等に基づき、適正使用に努めます。

(施設利用上の注意義務等)

- 第10条 甲は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 二 甲は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(乙の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 第11条 乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 第12条 甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。
- (1)甲が死亡した場合
 - (2)要介護認定により甲の心身の状況が要介護と認定された場合又は、事業
対象者として認定されなかった場合

(3)乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により

事業所を閉鎖した場合

(4)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(5)事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

又は介護予防・日常生活支援総合事業にかかる事業所指定を取り消さ

れた場合又は、指定を辞退した場合

(6)甲が連続して1ヶ月以上、乙の提供するサービスを利用しなかった場合

(7)本契約が解約又は解除された場合

二 乙は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第13条 甲は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、甲は契約終了を希望する日の7日前までに乙に文書で通知するものとします。

(契約者からの契約解除)

第14条 甲は、乙もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1)乙もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービス

を実施しない場合

(2)乙もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合

(3)乙もしくはサービス従事者が故意又は過失により甲の身体・財物・信用

等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な

事情が認められる場合

(4)他の利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける

恐れがある場合において、乙が適切な対応を取らない場合

(乙からの契約解除)

第15条 乙は、甲が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1)甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故

意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しが

たい重大な事情を生じさせた場合

(2)甲による、本契約に定めるサービス利用料金の支払いが1ヵ月以上遅延

し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(3)甲が、故意又は重大な過失により乙又はサービス従事者もしくは他の利

用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行

うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場

合

(苦情処理)

第16条 甲または連帯保証人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙記載のご利用者相談室に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

二 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

三 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もしません。

(緊急時の対応)

第17条 乙は、甲が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、甲の主治医または乙の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置をします。

二 乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡を取り協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。

(連帯保証人)

第18条 甲は乙に対し、連帯保証人を2名以上定めるものとします。

二 連帯保証人は独立して生計を営んでいる方とします。

三 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行する責任を負います。

(合意管轄)

第19条 甲及び乙は、本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

(協議事項)

第20条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

(業務継続計画)

第21条 乙は大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画を策定し実施します。

(別紙1)

身体拘束廃止に関する指針

1. 目 的

本指針は介護保険法における身体拘束禁止規定に基づき、株式会社江陽が運営する各事業所において、身体拘束ゼロを達成するための取り組み及び緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する手続きについて規定することを目的とする。

2. 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない ケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一次性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

3. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束とは、どんな理由であれ心身に苦痛を与えるものであり、たとえ「治す」という視点からはやむを得ないことがあったとしても、「癒す」という視点からは、絶対に行ってはならないのです。本来の介護とは、利用者を「縛る」ことではなく「心を癒す」ためのものなのです。私たちは「心を癒す」ことを目的に、人としての誇りと生きる喜びを回復させる支援の実践を通して、身体拘束ゼロの介護を実施します。

4. 利用者の権利擁護委員会の設置と規定及び職員教育

①設置の目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②委員の構成

利用者の権利擁護委員は田原ケアセンター・ふじの里ケアセンターの両センターそれぞれの管理者及び主任を委員とする。

③ 委員会の活動

(1)委員会は年4回開催及び1回の全体研修をし、次の事項を協議する。

- ・身体拘束廃止に向けた取り組みに関すること。
- ・職員の教育研修に関すること。
- ・その他、身体拘束廃止に向けて必要な取り組みに関する事項。

(2)委員長は必要に応じて臨時の委員会を開催することができる。

(3)委員会は必要に応じて、委員以外のものを出席させ意見を聴取し、資料を提出させることができる。

(4)開催の内容について、全職員へ報告及び周知する。

④身体拘束廃止の為の職員教育及び研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1)定期的な教育・研修の実施
- (2)新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施

5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順によって実施します。

① カンファレンスの実施

各事業所において緊急やむを得ない状況になった場合、各事業所管理者は代表取締役及び利用者の権利擁護委員長に報告する。報告に基づき委員会の開催、身体拘束の必要性について検討する。なお、身体拘束を選択する前に

①切迫性②非代替性③一次性的な全てを満たしているか検討・確認する

② 利用者・家族等への説明

家族・または身元引受人に対して連絡し面接する。その際、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に基づいて、各事業所管理者及び主任が説明する。

③介護記録への記載

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、介護実施記録にやむを得ず身体拘束を行った理由、身体拘束の様態、時間、心身の状況などを記録する。身体拘束廃止委員会は身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにする。

④身体拘束の解除

上記③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

<参考>

○ 介護保険指定基準における身体拘束禁止規程

サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。

○ 身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(別紙2)

高齢者虐待防止に関する指針

1. 目 的

本指針は高齢者虐待防止法に基づき、株式会社江陽が運営する各事業所において、高齢者虐待をしない為の取り組みを規定することを目的とする。

2. 高齢者虐待防止に関する理念

高齢者虐待は、どのような時でも許されるものではなく、尊厳を脅かす大きな問題です。高齢者の尊厳が守られ、自立した生活、その人らしい生き生きとした豊かな暮らしが送れることを目的に実施します。

3. 高齢者虐待防止法の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上の者と定義されています（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第 2 条 1 項）。また、高齢者虐待を養護者による高齢者虐待、及び養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

ア. 養介護施設従事者による高齢者虐待

1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

2. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

3. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 高齢者虐待防止に関する委員会の設置と職員教育

①設置の目的

- ・施設内での高齢者虐待防止に向けての現状の把握及び改善について検討
- ・高齢者虐待防止に関する職員全体への指導

②委員会について

委員会は、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止を目的とし、一体的かつ効率的に、利用者の権利擁護委員会を設置する。

③委員の構成

利用者の権利擁護委員会は、社内各事業所管理者及び主任にて構成される。

- ・委員長は、委員の互選とし、任期は1年間とする。

④委員会の活動

(1) 委員会は年4回及び職員研修2回開催し、次の事項を協議する。

- ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止に向けた取組に関し結果について従業員へ周知すること。
- ・職員教育に関すること。
- ・その他、現状の把握及び防止に向けた取組に関する事項。

(2) 委員長は、必要に応じ臨時の委員会を開催できる。

(3) 委員会は必要に応じ、委員以外のものを出席させ意見を聴取し、資料を提出させることができる。

⑤職員教育及び研修

介護に携わるすべての従業員に対し、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向けた、人権を尊重したケアの励行を計り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修の実施
- (2) 新任者に対する権利擁護に関する研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

5. 虐待が発生した場合

1. 高齢者虐待が発生した場合の対応

① 緊急事態

生命に関わるような重大な状況で、一刻も早い介入が必要

② 要介入

放っておくと心身の状況に重大な影響を生じる可能性がある状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要

③ 要見守り・支援

心身への影響は部分的または顕在化していない状態。介護の知識不足や負担などにより不適切なケアになっていたり、本人の行動・言動から虐待に繋がったりする可能性がある場合など

2. 通報について

虐待発生を確認した場合、速やかに上長へ報告するとともに、緊急事態と思われる場合は利用者の保護を優先し、事実確認及び利用者の状況を確認の上、利用者の権利擁護委員会及び会社代表へ報告、場合により市区町村・地域包括支援センターへ通報、状況を整理し記録をする。

① **緊急事態**と判断できる場合、早急に市区町村及び担当地域包括支援センターへ通報・及びご家族への報告及び謝罪をする。

② **要介入**と判断できる場合、状況について利用者の権利擁護委員会にて精査、利用者のケア及び保護の実施、会社代表へ内容を報告、市区町村等への報告、家族へ報告及び謝罪をする。

③ **要見守り・支援**と判断できる場合、事業所管理者にて現在の状況を確認し、利用者の権利擁護委員会にて精査、場合により市区町村等へ通報、ご家族へ報告及び謝罪をする。場合は、今後発生しない対策を施す。

(別紙3)

個人情報保護に関する基本方針

株式会社江陽（以下「当社」という。）は、当社役職員が、当社が運営する介護保険サービス事業並びにこれに関連する業務（以下「事業」という）を行うにあたり、取り扱う個人情報について、その取得に際してご利用者様から同意を頂いた目的の範囲内で利用します。

また、その保有期間中は、適切な管理に努め、ご利用者様の権利、利益を保護することを社会的責務と認識します。

以上の認識のもと、当社役職員は、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めることを宣言します。

1. 個人情報の取り扱いに関連する法令や規律の遵守

当社は、事業を行うにあたり、個人情報保護に関する法律および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、その他の規範を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。

2. 個人情報の取得について

当社が個人情報を取得する際には、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用について

当社は、取得した個人情報を利用目的の範囲内で、適切に利用します。

4. 個人情報の提供について

当社は、原則として、個人情報を第三者（＊１）に開示、提供及び預託することはありません。ただし、介護(介護支援)、介護報酬請求、行政機関等からの要請、学術研究等公共的要素により個人情報を第三者にて提供するときは、法令上必要な措置を講じます。

（＊１）：第三者とは、利用者及び当社以外をいい、本来の目的に該当しない、または利用者本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をいう。

5. 個人情報の適正管理

当社は、個人情報について、正確かつ最新の状態に保つため、個人情報管理責任者を任命し、紛失・破棄・改ざん及び漏洩等を防止いたします。当社規定を定め、職員、その他関係者はこれを遵守し、個人情報の適正な管理と運用に努めます。

6. 個人情報の開示・訂正等について

利用者ご自身が、個人情報の開示を求められた場合は関係法規に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

7. 問い合わせ窓口について

お問い合わせは、田原ケアセンター事務局（0197-31-2105）までお願いいたします。

以上の契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

甲 【利 用 者】

住所： _____

氏名： _____ ⑩

【署名代行者】

住所： _____

氏名： _____ ㊟

(続柄： _____)

【連帯保証人】

住所： _____

氏名： _____ ㊟

住所： _____

氏名： _____ ㊟

乙 【事業 者】

住所 ： 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地 1

事業者名 ： 株式会社 江陽

代表取締役 及川 健 ㊟